

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人北海道教育大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当について、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果及び職務実績等を勘案し、100分の10の範囲内で増額し、又は減額する。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成19年9月28日から、本給月額を1号俸から5号俸まで設け、そのうち5号俸(994,000円)を学長の号俸とした。(金額は前年度と変更なし)

理事

平成19年9月28日から、本給月額を1号俸から5号俸まで設け、そのうち2号俸(784,000円、前年度と変更なし)を常勤理事の号俸とし、職務の困難度及び実績等を勘案し学長が必要と認める場合には、経営協議会の議を経て、1号俸から5号俸の範囲内で号俸を決定することができることとした。

理事(非常勤)

平成19年9月28日から非常勤理事の本給について新たに規定し、本給を年俸とし、年俸額は、勤務形態等を考慮して学長が予算の範囲内で定めることとした。(19年度年俸7,008,000円、その12分の1の額を毎月支給)

監事

該当者なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 7,829	千円 5,093	千円 2,532	千円 153 (地域手当) 51 (通勤手当)		8月26日	
法人の長	千円 10,315	千円 7,174	千円 2,585	千円 215 (地域手当) 138 (寒冷地手当) 203 (単身赴任手当)	8月27日		
A理事	千円 6,325	千円 4,017	千円 1,997	千円 121 (地域手当) 45 (通勤手当) 145 (単身赴任手当)		8月26日	
B理事	千円 6,204	千円 4,017	千円 1,997	千円 121 (地域手当) 69 (通勤手当)		8月26日	
C理事	千円 6,234	千円 4,017	千円 1,997	千円 121 (地域手当) 99 (通勤手当)		8月26日	
D理事	千円 6,203	千円 4,017	千円 1,997	千円 121 (地域手当) 68 (通勤手当)		8月26日	
E理事	千円 7,934	千円 5,658	千円 2,039	千円 170 (地域手当) 67 (寒冷地手当)	8月27日		※
F理事	千円 8,281	千円 5,658	千円 2,039	千円 170 (地域手当) 46 (通勤手当) 165 (寒冷地手当) 203 (単身赴任手当)	8月27日		※
G理事	千円 8,325	千円 5,658	千円 2,039	千円 170 (地域手当) 61 (通勤手当) 152 (寒冷地手当) 245 (単身赴任手当)	8月27日		※
H理事 (非常勤)	千円 3,504	千円 3,504	千円	千円	10月1日		
A監事	千円	千円	千円	千円 ()	該当者なし		
B監事 (非常勤)	千円 1,800	千円 1,800	千円	千円		3月31日	
C監事 (非常勤)	千円 3,840	千円 3,840	千円	千円		3月31日	

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

※ 「地域手当」は、国家公務員の取扱いに準じ、民間賃金が高い地域として指定されている札幌市に在勤する職員に対し支給される手当である。

※ 「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者(「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」の対象法人の退職者)であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	5,094	3 5	平成19年8月26日	—	業務運営等に関する評価の結果を役員会に諮った結果,増減なしと決定した。	
理事A	4,018	3 5	平成19年8月26日	—	業務運営等に関する評価の結果を役員会に諮った結果,増減なしと決定した。	
理事B	4,018 (49,809)	3 (38)	5 (5) 平成19年8月26日	—	業務運営等に関する評価の結果を役員会に諮った結果,増減なしと決定した。	
理事A (非常勤)					該当者なし	
監事A					該当者なし	
監事A (非常勤)					該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

※ 理事Bについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、事務組織の合理化・簡素化を図り、人件費の削減に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

本法人の運営活動に必要な経費のほとんどについて、国からの運営費交付金に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあつては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇給)	勤務評定の結果等を踏まえて、毎年1月1日に上位の号俸に決定することができる。 標準:4号俸(一般職俸給表(一)7級以上, 教育職俸給表(一)5級の職員は3号俸) ただし、平成22年3月31日までにあつては1を減じた号数
俸給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日, 12月1日)以前6箇月以内の期間における、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

人事院勧告に沿って、(2. 入試手当及び3. 年俸制を除く)以下の改定を行った。

1. 扶養手当

- ・配偶者以外の扶養親族について、これまで扶養2人までは1人につき6,000円(扶養親族でない配偶者がいる場合、1人は6,500円、配偶者がいない場合、1人は11,000円)3人目以降は1人につき5,000円としていたが、人数にかかわらず1人につき6,000円支給することとした。(平成19年4月1日施行, 実施)
- ・配偶者以外の扶養親族にかかる手当額について、扶養1人につき6,000円から6,500円に改定した。(配偶者がいない場合は、従前通り1人は11,000円)(平成19年11月29日施行, 平成19年4月1日実施)

2. 入試手当(新設, 平成19年4月1日施行, 実施)

- ・本学が指定する日に入学試験業務のため勤務した場合に支給することとした。
- ・支給額
教育職俸給表(一)の適用を受ける職員のうち、入試委員である者 14,000円
教育職俸給表(一)の適用を受ける職員(入試委員である者を除く) 7,000円
教育職俸給表(一)の適用を受ける職員以外の職員 4,000円

3. 年俸制(新設, 平成19年4月1日施行, 実施)

- ・大学院研究科を担当する教員で、学長が特に必要と認めた者について、年俸制を適用することとした。

4. 俸給の特別調整額(平成19年10月23日施行, 平成19年10月1日実施)

- ・これまで支給率を乗じて支給していたが、平成19年10月1日から定額制とした。なお、経過措置として、改定前から俸給の特別調整額が支給されている職員について、改定後の額が改定前の額よりも低い場合は、引き続く職の任期中に限り、従前の額を保障することとした。

5. 俸給表(平成19年11月29日施行, 平成19年4月1日実施)

- ・初任給を中心に若年層に限定した改定(中高年齢層は据置き)を行った。
一般職俸給表(一)改定率
1級 1.1%
2級 0.6%
3級 0.0%
4級以上は改定なし
(他の俸給表も、一般職俸給表(一)との均衡を基本に改定)

6. 勤勉手当(平成19年11月29日施行, 実施)

- ・支給総額を、年間で0.05月分増額した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	673	46.6	7,836	5,646	78	2,190
事務・技術	165	40.7	5,644	4,137	74	1,507
教育職種 (大学教員)	357	52.1	9,334	6,643	91	2,691
技能・労務職種	1					
教育職種 (附属高校教員)	19	40	6,917	5,111	32	1,806
教育職種 (附属義務教育学校教員)	126	39.4	6,692	4,943	55	1,749
その他医療職種 (看護師)	5	49.5	5,808	4,169	56	1,639

注1: 「技能・労務職種」とは、自動車運転手、守衛等であるが該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2: 「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注3: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

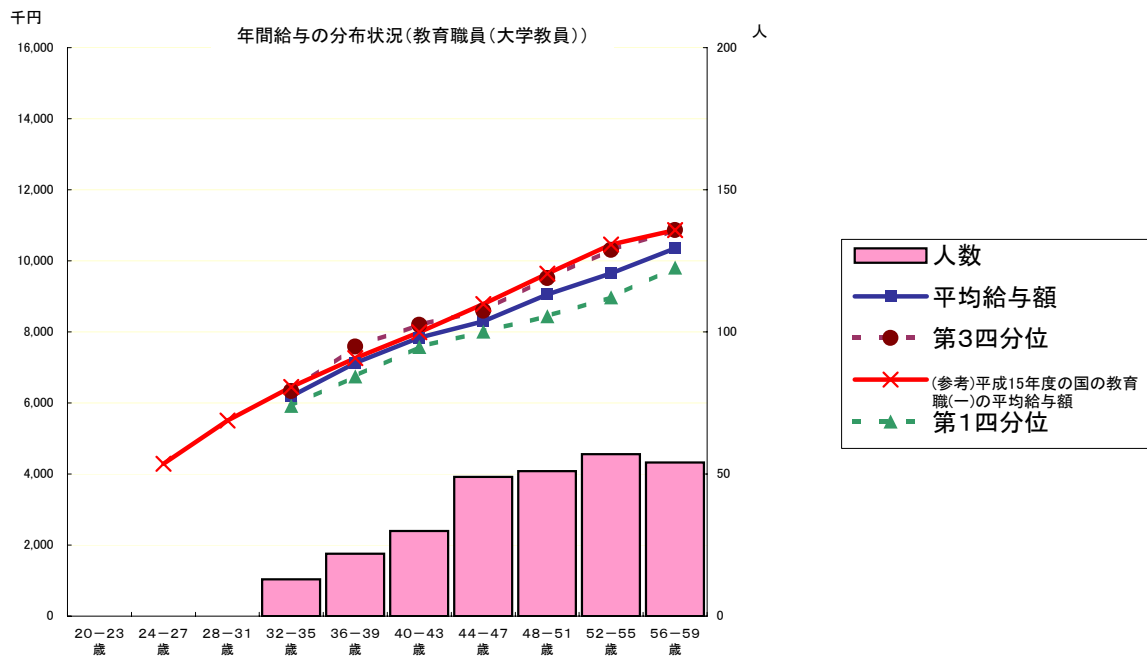
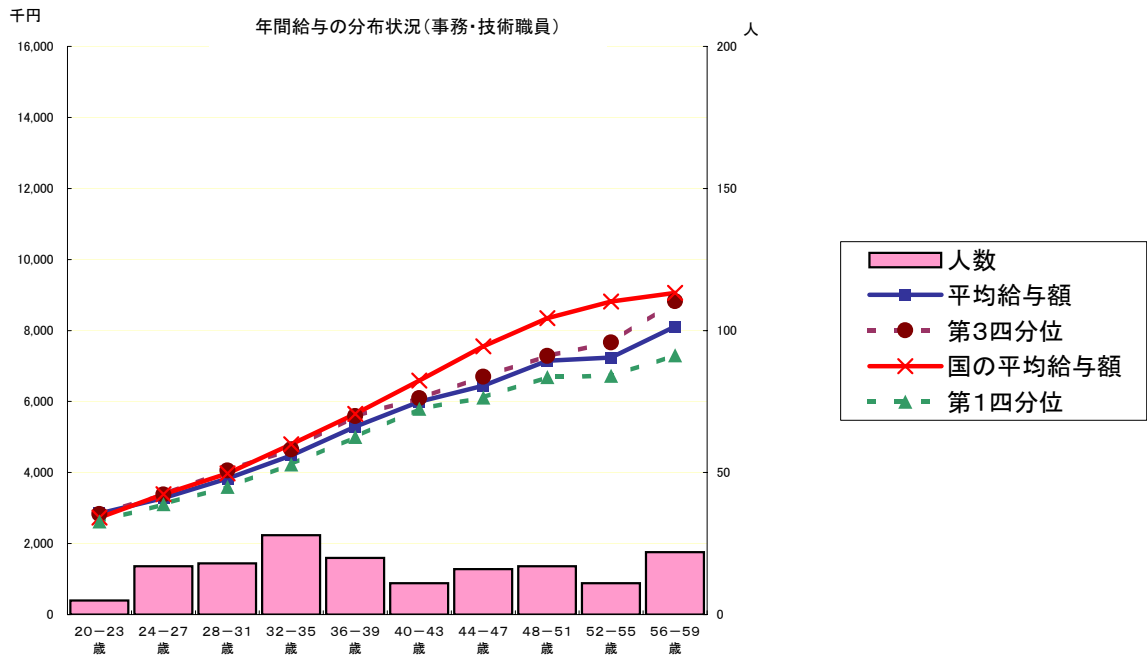
在外職員	該当者なし					
任期付職員	4	40.5	5,640	5,640	0	0
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
教育職種 (外国人教師)	4	40.5	5,640	5,640	0	0

注: 「教育職種(外国人教師)」は、年俸制である。

再任用職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						

非常勤職員	3	55.2	4,202	3,095	146	1,107
事務・技術	3	55.2	4,202	3,095	146	1,107
教育職種 (大学教員)	該当者なし					

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
課長	12	57.7	8,149	8,560	9,038
事務職員	51	28.7	3,260	3,631	4,059

注1: 「課長」には、課長相当職である「事務長」及び「室長」を含む。

注2: 本法人では、「係員」に相当する職を「事務職員」としている。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
教授	198	57.2	9,669	10,259	10,778
准教授	145	46.4	7,703	8,110	8,650

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		事務職員	主任	主査, 専門職	総括主査 主査	課長, 室長 事務長, 総括主査
人員 (割合)	165 人	27 人 (16.4%)	34 人 (20.6%)	70 人 (42.4%)	16 人 (9.7%)	9 人 (5.5%)
年齢(最高 ～最低)		22～31 歳	28～35 歳	34～59 歳	48～59 歳	55～59 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		1,911～ 2,968 千円	2,548～ 3,515 千円	3,147～ 5,396 千円	4,629～ 5,892 千円	5,259～ 6,294 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		2,616～ 3,884 千円	3,486～ 4,724 千円	4,319～ 7,418 千円	6,552～ 8,068 千円	7,382～ 8,379 千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長, 室長 事務長	部長	事務局長 部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		7 人 (4.2%)	1 人 (0.6%)	該当者なし	1 人 (0.6%)	該当者なし
年齢(最高 ～最低)		52～59 歳				
所定内給 与年額(最高 ～最低)		5,909～ 6,755 千円				
年間給与 額(最高～ 最低)		8,100～ 9,155 千円				

注: 7級及び9級における該当者がそれぞれ1人のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載しない。

教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	357 人	該当者なし	該当者なし	14 人 (3.9%)	145 人 (40.6%)	198 人 (55.5%)
年齢(最高 ～最低)			～	33～52 歳	32～64 歳	44～64 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)			～	3,951～ 6,047 千円	3,850～ 6,887 千円	5,560～ 8,793 千円
年間給与 額(最高～ 最低)			～	5,395～ 8,441 千円	5,365～ 9,565 千円	7,803～ 12,488 千円

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.4	% 64.4	% 63.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.6	% 35.6	% 36.1
	最高～最低	% 32.4～46.2	% 30.6～43.4	% 31.5～43.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 66.8	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.1	% 33.2	% 34.1
	最高～最低	% 31.2～41.7	% 29.4～39.6	% 31.0～38.8

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 66.0	% 66.2	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.0	% 33.8	% 33.8
	最高～最低	% 32.5～37.3	% 30.4～39.2	% 31.5～37.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.8	% 67.7	% 66.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.2	% 32.3	% 33.2
	最高～最低	% 31.9～37.8	% 30.1～36.0	% 31.0～36.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

対国家公務員(行政職(一))

事務・技術職員 90.0

対他の国立大学法人等(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員 102.3

教育職員(大学教員) 94.8

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等の一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	90.0
	参考	地域勘案 95.4 学歴勘案 89.6 地域・学歴勘案 95.0
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 69.4% (国からの財政支出額 8,718,724,349円、支出予算の総額 12,560,949,000円:平成19年度予算)	
	【検証結果】 対国家公務員指数等を勘案し、給与水準は適正であると考え。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 なし(平成18年度決算)	
	引続き適正な給与水準を維持するよう努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標

94.7

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	6,198,916	6,379,055	△ 180,139 (△2.8)	△ 384,233 (△5.8)
退職手当支給額 (B)	912,793	822,013	90,780 (11.0)	89,350 (10.9)
非常勤役職員等給与 (C)	519,428	514,226	5,202 (1.0)	18,283 (3.6)
福利厚生費 (D)	785,857	828,854	△ 42,997 (△5.2)	△ 47,213 (△5.7)
最広義人件費 (A+B+C+D)	8,416,994	8,544,148	△ 127,154 (△1.5)	△ 323,813 (△3.7)

注1: 「非常勤役職員等給与」には、人材派遣契約に係る費用を含んでいるため、財務諸表
附属明細書の(17)「役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計と一致しない。

注2: 「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注3: 福利厚生費(D)について、計上方法を一部変更した。

教育経費の福利厚生費

平成16年度 3,598千円を除く

平成17年度 4,441千円を除く

平成18年度 4,188千円を含む

平成19年度 13,722千円を含む

総人件費について参考となる事項

①平成19年度総人件費(給与、報酬等支給総額及び最広義人件費)の増減について

i) 給与、報酬等総額支給額の増減比について

対前年度比 △2.8

要因 : 支給人員の減等(役員については理事1名の非常勤職への変更等により
△11,201千円, 大学教員△131,361千円, 附属学校教員△5,841千円,
事務職員△31,736千円)

ii) 最広義人件費の増減について

対前年度比 △1.5

要因 : 退職手当・・・支給人員の増
非常勤役職員等給与・・・外国人教師, 非常勤教員の増
福利厚生費・・・教職員の減による法定福利費の減

②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号) 及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づく人件費削減の取組状況 (予定のものを含む)

i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革
の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

(中期目標 III-3-③ 人件費の削減に関する目標)

ii) 法人が中期目標において設定した削減目標, 国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直し の方針

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度人件費予算相当額をベースとして、
平成21年度までに概ね4%の人件費削減の取組を行う。

(中期計画 II-3-⑥ 人件費の削減に関する具体的方策)

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	6,746,968	6,379,055	6,198,916
人件費削減率 (%)		-5.5	-8.1
人件費削減率(補正值) (%)		-5.5	-8.8

注1： 「人件費削減率（補正值）」とは、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職（一）職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

注2： 基準年度（平成17年度）の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし。